

参考資料

令和3年第4回市議会（定例会）
議案（条例関係） 新旧対照表

（付議案件綴及び同説明資料綴 その5）

堺 市

目 次

頁

(付議案件綴及び同説明資料綴 その5)

議案第 118 号	堺市手数料条例の一部を改正する条例	1
議案第 120 号	堺市おでかけ応援利用者証条例の一部を改正する条例	5

< 議案第 118 号 堺市手数料条例の一部を改正する条例 >

堺市手数料条例（平成 12 年条例第 11 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（住民基本台帳法関係手数料）</p> <p>第 3 条 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号。以下この条において「法」という。）に基づく証明等に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請者から徴収する。</p> <p>(1) 法第 11 条第 1 項又は法第 11 条の 2 第 1 項の規定に基づく住民基本台帳の閲覧手数料 1 人につき <u>200 円</u></p> <p>(2) 法第 12 条第 1 項、法第 12 条の 2 第 1 項又は法第 12 条の 3 第 1 項、第 2 項若しくは第 8 項の規定に基づく住民票の写し又は住民票に記載をした事項に関する証明書及び法第 15 条の 4 の規定に基づく除票の写し又は除票に記載をした事項に関する証明書の交付手数料 1 通 <u>200 円</u>（端末機による申請に基づく交付にあっては、150 円）</p> <p>(3) 法第 12 条の 4 第 1 項の規定に基づく住民票の写しの交付手数料 1 通 <u>200 円</u></p> <p>(4) 法第 20 条の規定に基づく戸籍の附票の写し及び法第 21 条の 3 の規定に基づく戸籍の附票の除票の写しの交付手数料 1 通 <u>200 円</u></p> <p>（堺市印鑑条例関係手数料）</p>	<p>（住民基本台帳法関係手数料）</p> <p>第 3 条 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号。以下この条において「法」という。）に基づく証明等に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請者から徴収する。</p> <p>(1) 法第 11 条第 1 項又は法第 11 条の 2 第 1 項の規定に基づく住民基本台帳の閲覧手数料 1 人につき <u>300 円</u></p> <p>(2) 法第 12 条第 1 項、法第 12 条の 2 第 1 項又は法第 12 条の 3 第 1 項、第 2 項若しくは第 8 項の規定に基づく住民票の写し又は住民票に記載をした事項に関する証明書及び法第 15 条の 4 の規定に基づく除票の写し又は除票に記載をした事項に関する証明書の交付手数料 1 通 <u>300 円</u>（端末機による申請に基づく交付にあっては、150 円）</p> <p>(3) 法第 12 条の 4 第 1 項の規定に基づく住民票の写しの交付手数料 1 通 <u>300 円</u></p> <p>(4) 法第 20 条の規定に基づく戸籍の附票の写し及び法第 21 条の 3 の規定に基づく戸籍の附票の除票の写しの交付手数料 1 通 <u>300 円</u></p> <p>（堺市印鑑条例関係手数料）</p>

第6条 堺市印鑑条例第15条の規定に基づく証明に関し、次に掲げる手数料として、次の金額を申請者から徴収する。

印鑑登録証明手数料 1通 250円 (端末機による申請に基づく交付にあつては、200円)

(その他の市民生活関係手数料)

第10条 その他の市民生活関係の事務に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請者から徴収する。

(1) 身元に関する証明手数料 証明事項1件 200円

(2) 不在籍又は住民基本台帳不記載に関する証明手数料 1件 200円

【新設】

(納税証明書交付手数料)

第11条 地方税法（昭和25年法律第226号。第13条において「法」という。）第20条の10に規定する証明に関し、次に掲げる手数料として次の金額を請求者から徴収する。

納税証明書交付手数料 1件 200円

(その他の税務関係手数料)

第13条 その他の税務関係の事務に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請者から徴収する。ただし、第2号に規定する手数料については、納税義務者が自己に係る固定資産課税台帳の閲覧をする場合は、この限りでない。

(1) 個人の市民税又は府民税に係る税額に関する証明書交付手数料

第6条 堺市印鑑条例第15条の規定に基づく証明に関し、次に掲げる手数料として、次の金額を申請者から徴収する。

印鑑登録証明手数料 1通 300円 (端末機による申請に基づく交付にあつては、150円)

(その他の市民生活関係手数料)

第10条 その他の市民生活関係の事務に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請者から徴収する。

(1) 身元に関する証明手数料 証明事項1件 300円

(2) 不在籍又は住民基本台帳不記載に関する証明手数料 1件 300円

(3) 町名不存在に関する証明手数料 1件 300円

(納税証明書交付手数料)

第11条 地方税法（昭和25年法律第226号。第13条において「法」という。）第20条の10に規定する証明に関し、次に掲げる手数料として次の金額を請求者から徴収する。

納税証明書交付手数料 1件 300円

(その他の税務関係手数料)

第13条 その他の税務関係の事務に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請者から徴収する。ただし、第2号に規定する手数料については、納税義務者が自己に係る固定資産課税台帳の閲覧をする場合は、この限りでない。

(1) 個人の市民税又は府民税に係る税額に関する証明書交付手数料

1件 200円 (端末機による申請に基づく交付にあつては、150円)

(2) 法第382条の2第1項の規定に基づく固定資産課税台帳の閲覧に係る手数料 1件 200円

(3) 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記録されている事項に関する証明書交付手数料 1件 200円

(長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料)

第34条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この条において「法」という。）に基づく事務に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請又は申出をする者から徴収する。

(1) 法第5条第1項から第3項までの規定に基づく認定申請手数料
1件 3,419,400円以内において規則で定める額

(2) (略)

(3) 法第6条第2項の規定に基づく申出に係る長期優良住宅建築等計画に建築基準法第20条第1項第2号又は第3号に掲げる区分に該当する建築物が含まれる場合における次の審査手数料

ア 建築基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イの政令で定める基準に従った構造計算で、同項第2号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同項第3号イに規定するプログラムによるものによって安全性を確かめる審査（以下この号において「構造計算適合審査」という。）に係る審査手数料 1件 598,700円以内において規則で定める額

1件 300円 (端末機による申請に基づく交付にあつては、150円)

(2) 法第382条の2第1項の規定に基づく固定資産課税台帳の閲覧に係る手数料 1件 300円

(3) 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記録されている事項に関する証明書交付手数料 1件 300円

(長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料)

第34条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この条において「法」という。）に基づく事務に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請又は申出をする者から徴収する。

(1) 法第5条第1項から第5項までの規定に基づく認定申請手数料
1件 3,453,000円以内において規則で定める額

(2) (略)

(3) 法第6条第2項の規定に基づく申出に係る長期優良住宅建築等計画に建築基準法第20条第1項第2号又は第3号に掲げる区分に該当する建築物が含まれる場合における次の審査手数料

ア 建築基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イの政令で定める基準に従った構造計算で、同項第2号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同項第3号イに規定する方法若しくはプログラムによるものによって安全性を確かめる審査（以下この号において「構造計算適合審査」という。）に係る審査手数料 1件 598,700円以内において規則で定める額

イ (略)

(4) (略)

(5) 法第8条第1項の規定に基づく変更（法第9条第1項に規定する譲受人の決定に係るものを除く。）に係る認定申請手数料 1件 1,709,700円以内において規則で定める額

(6) 法第9条第1項の規定に基づく譲受人の決定に係る変更認定申請手数料 1件 1,500円

(7) (略)

【新設】

イ (略)

(4) (略)

(5) 法第8条第1項の規定に基づく変更（法第9条第1項に規定する譲受人の決定に係るものを除く。）に係る認定申請手数料 1件 647,500円以内において規則で定める額

(6) 法第9条第1項の規定に基づく譲受人の決定又は同条第3項の規定に基づく管理者等の選任に係る変更認定申請手数料 1件 1,500円

(7) (略)

(8) 法第18条第1項の規定に基づく容積率の特例に係る許可申請手数料 1件 160,000円

< 議案第 1 2 0 号 堺市おでかけ応援利用者証条例の一部を改正する条例 >

堺市おでかけ応援利用者証条例（平成 2 6 年条例第 5 3 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（交付対象者）</p> <p>第 2 条 利用者証の交付対象者は、本市の区域内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）により本市の住民基本台帳に記載されている者で、<u>6 5 歳</u>以上のものとする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。</p>	<p>（交付対象者）</p> <p>第 2 条 利用者証の交付対象者は、本市の区域内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）により本市の住民基本台帳に記載されている者で、<u>7 0 歳</u>以上のものとする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。</p>

**令和3年第4回市議会（定例会）
議案（条例関係）新旧対照表**

（付議案件綴及び同説明資料綴 その5）

令和3年11月 発行

編集・発行 堺市財政局財政部資金課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

Tel 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/>

配架資料番号

1-B2-21-0084

